

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年(2025年)4月4日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称及び数量

警備員指導教育責任者講習等業務委託

(2) 業務の内容

警備員指導教育責任者講習等業務委託仕様書による。

(3) 業務期間

令和7年5月15日から令和8年3月31日まで

(4) 業務場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、研修業務の特A、A又はBの等級に格付されている法人その他の団体であること。

(4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

(5) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(6) 次に掲げるものを警備員指導教育責任者講習の講師として、契約担当者が指定する業務の履行場所に、法第2条第1項各号の警備業務の区分ごとに3人以上配置できること。

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受けている者(警備業務の区分に応じた専門的な講習については、交付を受けている警備業務の区分に限る。)

イ 資格者証の交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3

年以上従事した経験を有する者

ウ 最近3年間に警察庁の定める法第2条第1項各号の警備業務の区分に係る講師講習（以下「講師講習」という。）を修了した者（警備業務の区分に応じた専門的な講習については、修了した警備業務の区分に限る。）

(7) 次の各号のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）とするものでないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ウ 最近5年間に、法の規定、法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第1条で定めるものをした者

エ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で規則第2条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 心身の障害により警備業務を適正に行うことができない者として規則第3条で定めるもの

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課

4 一般競争入札配付資料の交付

この公告の日から入札の日の前日までの午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課において、随時交付する。

5 入札を執行する日時及び場所等

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部 2階 入札室

(2) 日時

令和7年4月18日（金） 午後2時

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 郵便による入札又は電信による入札を認めない場合の郵便による入札又は電信による入札
- (3) 記名のない入札
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和7年4月11日午後5時までに、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課に持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、その確認結果を記載した書面は、令和7年4月16日までに発送する。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 役員が2の(7)のアからキまでに該当しない者であることを誓約する書面

ウ 講師の資格を有する者全員の資格者証の写し

エ 講師の資格を有する者全員の資格者証の交付を受けた後に警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有することを疎明する書面

オ 講師の資格を有する者全員の講師講習を修了したことを証する書面の写し

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 積算内訳書の提出

入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。

- (4) 契約保証金

免除する。

- (5) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和7年4月9日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

- (6) 詳細については山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 083-933-0110）に問い合わせること。